

令和6年12月11日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について12月2日及び4日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第77号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地域の消防防災体制の充実強化を図ることを目的として、消防団の組織再編を行い、機能別団員制度を導入するため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市消防団は、昭和30年古賀町消防団発足以来、これまで約70年にわたり連綿と受け継がれ現在に至り、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であるが、担い手不足が課題である。現在、消防団の3個分団が分団長不在となっており、うち1個分団については、活動を休止している。
2. 消防団の担い手不足の課題に対し、持続可能な体制の確保を図るために、消防団の再編と機能別団員制度の導入が必要であるとの考えから、消防団懇話会を立上げ、令和5年8月から令和6年2月にかけて現役団員や消防団OBをはじめ、粕屋北部消防署職員の方も参加し4回開催、検討を行う等多くの関係者へ丁寧に説明してきた。
3. 令和6年4月2日現在で消防団定数364名に対して、基本団員の数が248名。約100人程度不足しており、機能別団員としては100人程度と考えている。
4. 機能別団員については、出勤報酬と公務災害補償の二つを考えており、出勤報酬に関しては、基本団員と同じ。機能別団員の活動は火災の現場の補助ということで、基本団員の出勤報酬と同額の整理をしている。
5. 退職報奨金については、再編後も、過去に分団に属した年数と経験した分団の階級が高い役職で考える。現役のこれから役職につく団員は、役職定員が減っていることや取りまとめる組織が増えることで意欲低下を招きかねないのではとの意見があった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第77号議案を可決すべきものと決定した後、委員より決議案が提出され慎重な審議の上委員全員の賛同をもって可決した。

第77号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

決議

古賀市消防団の組織再編に当たっては、消防団員が制度上不利益を被ることや、消防活動に対する意欲低下を招くことがないように、さらに細心の配慮をもって制度設計を行うこと。

以上、決議する。

令和6年12月11日

古賀市議会総務常任委員会

第78号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例及び古賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当を改定しようとするもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 人事院勧告に基づいた給与等の改定であり既に閣議決定もされている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号議案 古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市職員の給与改定に伴い、市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定しようとするもので、関係条例の一部を改正する。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 行財政改革を除く過去の議員報酬は、約20年前に改定され、特別職3役は、約30年前に改定された。

【意見】

反対意見

- ・市民感情として理解が得にくい。
- ・成果報酬により支給されることが望ましい。
- ・議員と特別職の報酬に関する条例は本来別々の条例であって一括上程すべきではない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。